

所管部課	地域福祉部 障害福祉課		部長	伊野宮 崇	
件名	東大和市中等度難聴児発達支援事業実施要綱の一部を改正する訓令				
	について	区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都が実施する障害者施策推進区市町村包括補助事業のうち、区市町村の選択事業として定めている「中等度難聴児発達支援事業」について、東京都の実施要領を改正した旨の通知があった。</p> <p>当市では、本事業について、東京都の実施要領に則して実施しているため、東京都の実施要領の改正に合わせて東大和市中等度難聴児発達支援事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条の2（所得制限等）の規定を削除し、所得制限を撤廃する。 ・第4条の規定で引用する厚生労働省告示の改正に伴う別表の号ずれを改正する。 ・別表第1及び別表第2に規定する基準価格を改正する。 ・その他文言整理 <p>(2) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都の実施要領に沿った要綱となり、対象児童が適切に必要な補聴器の購入助成を受けることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月3日付け東京都福祉局通知「東京都中等度難聴児発達支援事業実施要領の改正について」を受領 ・総務課において審査済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。